

# 次期下水道使用料について (R5～R8)

---

令和4年7月8日

静岡市上下水道局下水道部下水道総務課

# 目次

1. 静岡市の下水道使用料
2. 下水道使用料で賄う経費
3. 下水道使用料の算定期間
4. 他都市との下水道使用料の比較（政令指定都市）
5. 下水道使用料徴収の法的根拠
6. 次期下水道使用料についての検討①～③
  - ＜参考1＞普及率、水洗化戸数、下水道使用料収入
  - ＜参考2＞次期算定期間の収支見込み
  - ＜参考3＞建設改良費と企業債残高の見込み
  - ＜参考4＞用語解説



# 1.静岡市の下水道使用料

## 現行の下水道使用料（税込み・1か月当たり）

基本使用料

従量使用料（排出量 1 m<sup>3</sup>につき）

**1,017.50円**



0 m <sup>3</sup> を超え	10 m <sup>3</sup> までの分	38.50円
10 m <sup>3</sup> を超え	20 m <sup>3</sup> までの分	137.50円
20 m <sup>3</sup> を超え	30 m <sup>3</sup> までの分	159.50円
30 m <sup>3</sup> を超え	50 m <sup>3</sup> までの分	176.00円
50 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> までの分	192.50円
100 m <sup>3</sup> を超え	200 m <sup>3</sup> までの分	209.00円
200 m <sup>3</sup> を超え	500 m <sup>3</sup> までの分	220.00円
500 m <sup>3</sup> を超え	1,000 m <sup>3</sup> までの分	231.00円
	1,000 m <sup>3</sup> を超える分	242.00円

基本使用料プラス従量料金の二部体系。従量料金は累進制（逡増（ていぞう）制）を採用しています。  
（政令市では全ての市が同体系を採用）

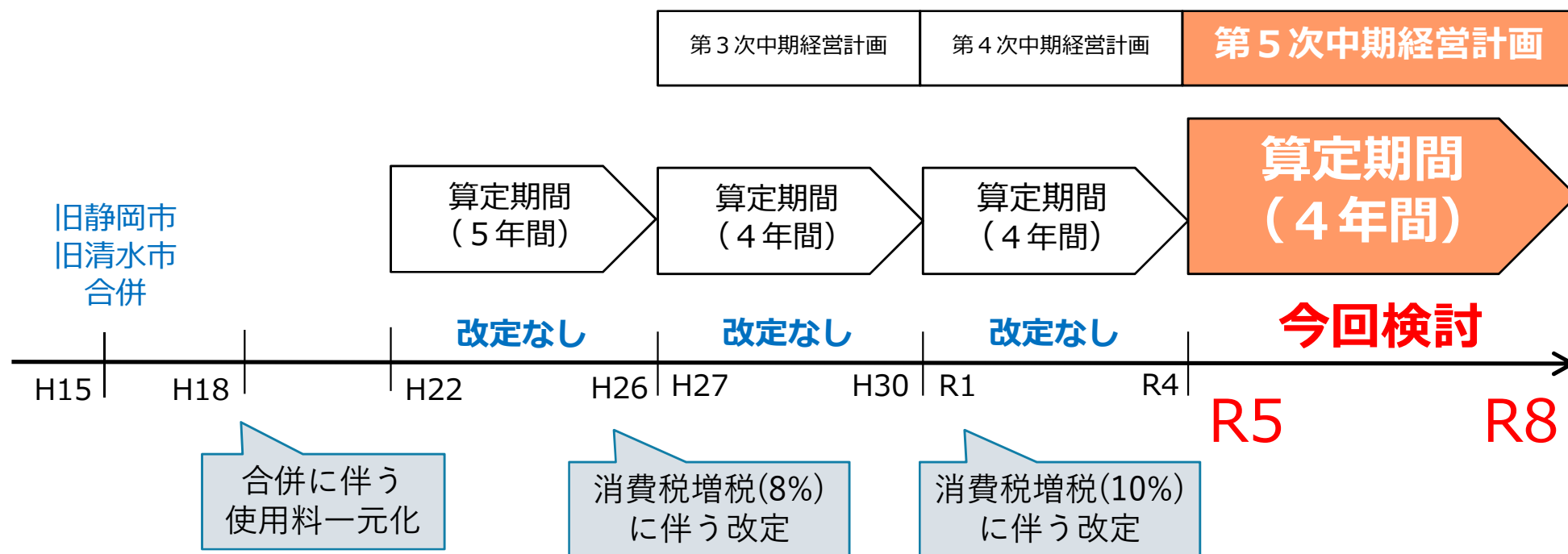
## 2.下水道使用料で賄う経費(イメージ)

支出	うすい <b>雨水</b> に係る経費 ※原則 一般会計負担		おすい <b>汚水</b> に係る経費 ※原則 下水道使用料負担 ※一部 一般会計負担	
	資本費	維持管理費	資本費 (借入利息、減価償却費など)	維持管理費 (人件費、施設補修費、委託料等)
収入 (財源)	<b>一般会計で負担</b> (一般会計繰入金)		<b>下水道使用料</b>	

雨水の発生は自然現象によるものであり、「雨水を排除することにより浸水からまちを守る」という効果の受益者は、広く一般市民全体であるため、一般会計で負担をする。

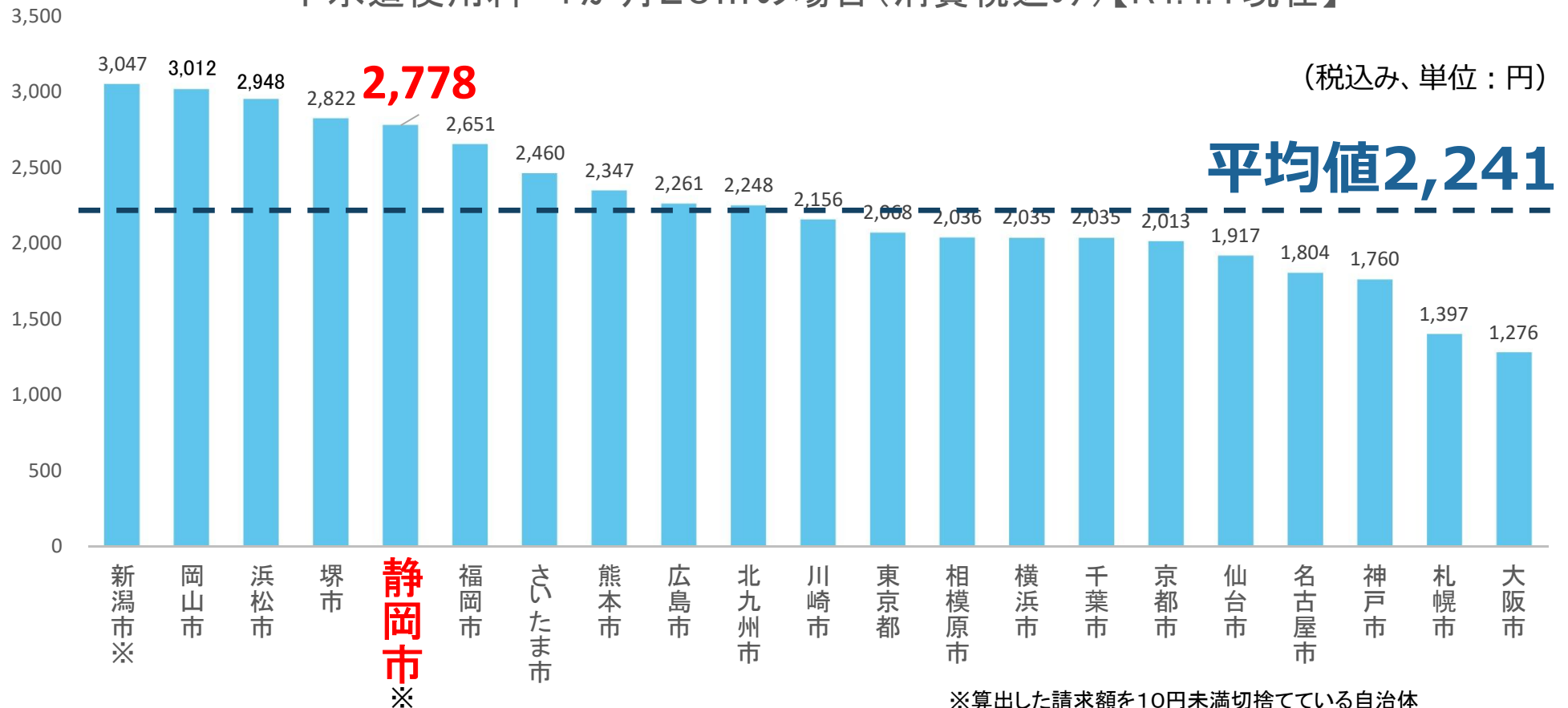
汚水の発生は原因者(下水道使用者)によるものであり、「汚水を排除することによりまちの環境を守る」という効果の受益者は、下水道使用者に特定できるため、徴収した下水道使用料でまかなう。

### 3.下水道使用料の算定期間



## 4. 他都市との下水道使用料の比較(政令指定都市)

下水道使用料 1か月20m<sup>3</sup>の場合(消費税込み)【R4.4.1現在】



※算出した請求額を10円未満切捨てている自治体  
(※の無い自治体は1円単位で下水道使用料を請求している)

# 5.下水道使用料徴収の法的根拠

## 【公営企業の原則】（地方財政法第6条）

- 公営企業である下水道事業の経営は独立採算が原則
- 事業の経費は使用料収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則

## 【下水道法】

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- （1）下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- （2）能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- （3）定率又は定額をもって明確に定められていること。
- （4）特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## 5.下水道使用料徴収の法的根拠

### 【地方公営企業法】

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

### 【静岡市下水道条例】

(使用料)

第12条 管理者は、使用者から1月につき、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に掲げる区分により基本使用料と従量使用料とを合計した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を使用料として徴収する。

※条文中「次の表」については「1. 静岡市の下水道使用料」に記載



## 6.次期下水道使用料についての検討①

### 【検討の必要性】

- 下水道使用料の算定期間は、一般的に3年から5年が適当です。  
(日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」)
- 総合計画や中期経営計画の策定にあたり、使用料収入の見込は重要な要素です。

### 【次期下水道使用料の算定期間】

- 現行の下水道使用料算定期間は、「第4次中期経営計画」「第3次静岡市総合計画(後期)」における計画期間と整合を図るため、令和元年度～令和4年度までの4か年としていました。
- 次期の算定期間は、「第5次中期経営計画(策定中)」「第4次静岡市総合計画(前期)」の計画期間と整合を図るため、令和5年度～令和8年度の4か年と設定します。

### 【次期下水道使用料の検討】

- ①収益的収支(維持管理に要する経費)における利益の見込み(収入-支出)
- ②経費回収率の見込み
- ③資本的収支(建設投資に要する経費)における資金(補てん財源を含む)状況の見込み
- ④企業債残高(負債)の見込み

## 6.次期下水道使用料についての検討②

### ■今後の収入見通し ⇒ **大きな減少はない**

- 「下水道使用料収入」は年平均0.14%程度の減少が見込まれます。（参考1-②）
  - ・増加の要因 下水道整備に伴う接続戸数の増加（参考1-①）
  - ・減少の要因 人口減少
- 「一般会計からの繰入金」は、現行水準の維持が見込まれます。

### ■今後の支出見通し ⇒ **年平均0.6%程度の減少傾向で推移**

- 「物件費」は管・施設の老朽化に伴う修繕費等の増加が見込まれます。  
（4年総額比較で15.4%増）（参考2）
- 「企業債利息・企業債元金償還金」は過去に急速に建設投資を進めていた時期の高金利な借入の償還が終了することにより減少が見込まれます。  
（利息…年平均13.0%程度減少、元金償還…年平均3.7%程度減少）（参考2）

## 6.次期下水道使用料についての検討③

### ■今後の経営展望

- ①収益的収支（維持管理に要する経費）は継続して経常利益が見込めます。（参考2、3）
  - ・（収入増↑） 下水道整備に伴う接続戸数の増加による、使用料収入の増加
  - ・（収入減↓） 人口減少による使用料収入の減少
  - ・（支出増↑） 管、施設の老朽化に伴う物件費（修繕費等）の増加（4年総額比較で15.4%増）
  - ・（支出減↓） 高金利な借入の償還終了による「企業債利息」の減少
- ②経費回収率は98.6%（令和3年度決算見込）。  
令和2年実績に対し1.3ポイント改善しており、今後もほぼ100%を維持できる見込みです。  
※経費回収率＝下水道使用料収入により污水に係る経費を賄えているかを判断する指標
- ③資本的収支（建設投資に要する経費）は、支出に対し収入が不足する分を補てん財源で賄うことにより、事業の継続実施が可能です。（参考2）
- ④企業債残高は、年々減少する見込みです。（年平均1.0%程度）（参考2）



### ■次期下水道使用料の方向性

次期算定期間（令和5～8年度）においては、下水道事業の健全運営が可能と判断し、

**現行の下水道使用料単価及び体系を維持する方向**で検討中です。

## <参考1>

### ① 下水道処理人口普及率及び水洗化戸数

平成28年度末	水洗化戸数：244,758戸	普及率：83.3%	
平成29年度末	水洗化戸数：248,747戸	普及率：83.6%	
平成30年度末	水洗化戸数：252,181戸	普及率：83.8%	
令和元年度末	水洗化戸数：255,383戸	普及率：84.5%	
令和2年度末	水洗化戸数：258,521戸	普及率：84.8%	(年平均0.4%増加)

### ② 下水道使用料収入 (税込) (税抜)

平成28年度	104億3,425万円	96億4,095万円	
平成29年度	104億3,425万円	96億6,135万円	
平成30年度	103億9,377万円	96億2,386万円	
令和元年度	104億5,003万円	96億1,587万円	
令和2年度	105億4,673万円	95億8,795万円	(年平均0.14%減少)

# ＜参考2＞次期算定期間の収支見込み

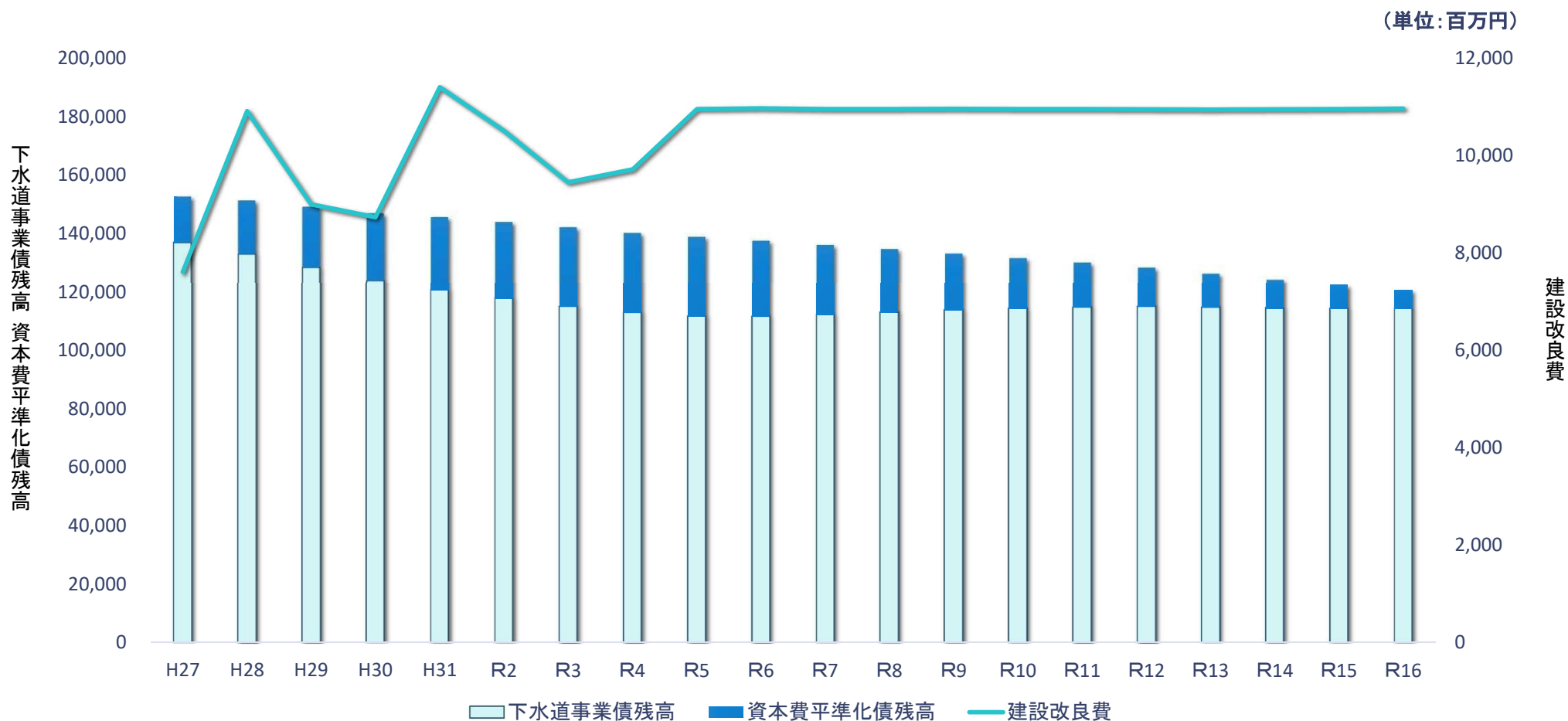
(単位:百万円)

項	目	第4次中期経営計画					第5次中期経営計画				
		R1 決算	R2 決算	R3 決算見込	R4 予算	第4次計	R5 予測	R6 予測	R7 予測	R8 予測	第5次計
収益的収支 税抜き	下水道使用料	9,616	9,588	9,529	9,536	38,269	9,522	9,509	9,496	9,483	38,011
	長期前受金戻入益	4,592	4,615	4,621	4,712	18,540	4,665	4,646	4,587	4,572	18,470
	一般会計繰入金	6,951	6,890	6,806	6,974	27,621	7,277	7,157	7,086	7,121	28,640
	(うち雨水処理負担金)	5,546	5,429	5,416	5,788	22,179	5,969	5,967	5,883	5,896	23,715
	(うち一般会計負担金)	229	233	648	126	1,235	167	158	150	143	618
	(うち分流式下水道)	1,176	1,229	742	1,060	4,207	1,142	1,032	1,052	1,081	4,307
	その他	61	67	70	65	261	60	155	131	141	487
	計(あ)	21,219	21,160	21,026	21,286	84,691	21,524	21,468	21,299	21,317	85,608
支出	人件費	1,025	1,037	973	1,034	4,069	1,038	1,039	1,039	1,038	4,154
	物件費	5,316	5,273	5,263	6,073	21,925	6,285	6,254	6,310	6,454	25,303
	減価償却費等	11,356	11,374	11,408	11,798	45,936	11,650	11,719	11,681	11,712	46,762
	企業債利息	2,415	2,168	1,950	1,797	8,330	1,511	1,311	1,158	1,027	5,007
	その他	3	4	7	9	23	5	5	5	5	19
	計(い)	20,115	19,855	19,600	20,712	80,283	20,490	20,328	20,192	20,236	81,246
経常利益(あ)-(い)	1,104	1,304	1,426	574	4,409	1,034	1,140	1,108	1,081	4,362	

※各金額を百万円未満四捨五入で表記しているため、合計額や差引額が一致しない場合があります。

項	目	第4次中期経営計画					第5次中期経営計画				
		R1 決算	R2 決算	R3 決算見込	R4 予算	第4次計	R5 予測	R6 予測	R7 予測	R8 予測	第5次計
資本的収支 税込み	企業債	9,547	8,960	8,574	8,326	35,406	9,264	8,057	7,554	7,475	32,350
	(うち下水道事業債)	6,485	6,417	6,251	6,593	25,746	7,465	7,470	7,554	7,475	29,964
	(うち資本費平準化債)	3,062	2,543	2,323	1,733	9,661	1,799	587	0	0	2,386
	一般会計繰入金(出資金)	726	705	685	585	2,700	512	466	450	457	1,884
	国庫補助金	3,400	3,043	3,081	2,490	12,014	2,498	2,517	2,576	2,656	10,246
	その他	120	79	91	91	380	72	56	55	756	940
	計(お)	13,793	12,787	12,430	11,491	50,500	12,346	11,096	10,635	11,343	45,421
	不足額(お)-(か)	△8,517	△8,477	△10,157	△9,585	△36,736	△10,192	△9,298	△9,212	△8,480	△37,182
補 ん 財 源	資本的収支不足額	8,517	8,477	10,157	9,585	36,736	10,192	9,298	9,212	8,480	37,182
	充当可能額(補てん財源額)	18,190	18,203	18,034	16,957	71,384	15,639	14,263	13,901	13,632	57,435
	充当後補てん財源残高	9,673	9,726	7,877	7,372	34,648	5,447	4,965	4,689	5,152	20,253
企業債残高	145,545	143,909	141,967	140,031	—	138,808	137,536	136,195	134,899	—	

# <参考3> 建設改良費と企業債残高の見込み



## <参考4>用語解説

用語名	意味
企業債	管・施設の新規整備、改築・更新などの費用に充てるために、国等から長期で借り入れる資金のことです。
経常損益	収益的収支中、料金収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計を経常収益といいます。また同様の考え方で、職員給与費や材料費などの維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計を経常費用といいます。 経常収益から経常費用を差し引いたものを経常損益(経常収支)といい、0円以上の場合は経常利益(黒字)で負数の場合は経常損失(赤字)となります。
減価償却費	固定資産(建物・下水道管など)の減価(価値の減少)を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続を減価償却といい、この処理または手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入のことをいいます。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用のことをいいます。
補てん財源	資本的収支では、過去の借入金(企業債)の償還のための支出が含まれるため、財源が不足することがあり、この財源不足を埋めるために当てられる前年度からの繰入金や、減価償却費などの内部留保資金、収益的収支の純利益などのことをいいます。
経費回収率	下水道使用料収入により汚水に係る経費を賄えているかを判断する指標 (経費回収率 = 下水道使用料収入 ÷ 汚水に係る経費 × 100)